

電原運第56号

平成23年11月30日

島根県

総務部

原子力安全対策課長

山崎 功 殿

中国電力株式会社

電源事業本部部長（原子力）

林 副

島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当社事業運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年11月30日より島根県雲南市および安来市ならびに鳥取県境港市および米子市へ、島根原子力発電所に係る情報連絡を行うこととなりましたので、島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画について、次回の修正まで添付資料のとおり読み替えにより運用させていただきたく、よろしく取り計らいお願いいたします。

今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

添付資料

- ・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

以 上

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

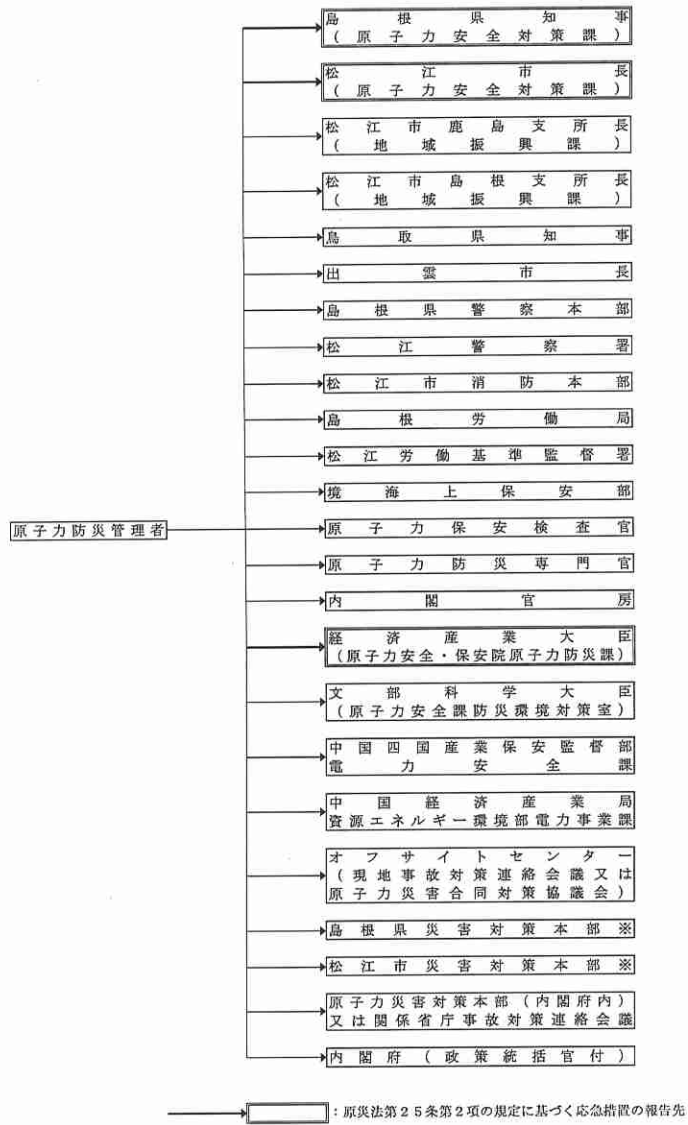
※読み替え箇所は下線にて明示しています。

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図4-1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県知事 (原子力安全対策課) 松江市長 (原子力安全対策課) 松江市鹿島支所長 (地域振興課) 松江市島根支所長 (地域振興課) 鳥取県知事 出雲市長 島根県警察本部 松江警察署 松江市消防本部 島根労働局 松江労働基準監督署 境海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 内閣官房 経済産業大臣 (原子力安全・保安院原子力防災課) 文部科学大臣 (原子力安全課防災環境対策室) 中国四国産業保安監督部 電力安全課 中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力事業課 内閣府 (政策統括官付) <p>→ [] : 原災法第10条第1項の規定に基づく通報先</p>	<p>別図4-1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県知事 (原子力安全対策課) 松江市長 (原子力安全対策課) 松江市鹿島支所長 (地域振興課) 松江市島根支所長 (地域振興課) 鳥取県知事 出雲市長 <u>雲南市長</u> <u>安来市長</u> <u>松江市長</u> <u>米子市長</u> 島根県警察本部 松江警察署 松江市消防本部 島根労働局 松江労働基準監督署 境海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 内閣官房 経済産業大臣 (原子力安全・保安院原子力防災課) 文部科学大臣 (原子力安全課防災環境対策室) 中国四国産業保安監督部 電力安全課 中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力事業課 内閣府 (政策統括官付) <p>→ [] : 原災法第10条第1項の規定に基づく通報先</p>	<p>発電所内での事象発生時の通報先として、島根県雲南市および安来市ならびに鳥取県境港市および米子市を追加し、発電所から直接連絡を行うこととした。</p>

現 行

別図5-1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路

(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路

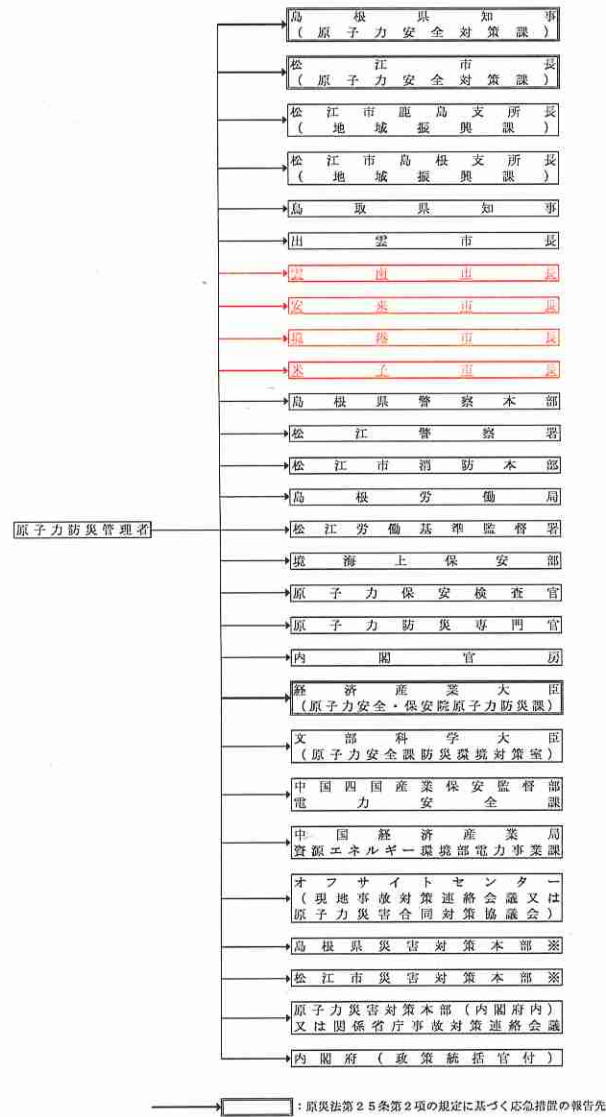


※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る

読み替え後

別図5-1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路

(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路



※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る

理 由

発電所内での事象発生時の連絡先として、島根県雲南市および安来市ならびに鳥取県境港市および米子市を追加し、発電所から直接連絡を行うこととした。